

一般社団法人日本色彩学会 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、本学会という）への寄付金の取扱について、必要事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 寄付金が本学会定款第3条に定める目的、定款第4条に定める事業に資するものであるときは、その寄付金を受け入れる。

2 前項に該当する場合であっても、寄付金に以下に掲げる条件が付されている場合、または寄付金を受け入れることにより、本会の業務遂行上支障があると理事会が判断する場合は、その寄付金を受け入れることができない。

- (1) 寄付金により取得した財産を寄付者に譲渡すること。
- (2) 寄付金により得られた権利を寄付者に譲渡または使用させること。
- (3) 寄付者が寄付金の使用について会計検査を行うこと。
- (4) 寄付者が寄付金の全部または一部を取り消すことができること。

(申込み)

第3条 寄付者から申込みがあったときは、理事会の承認を必要とする。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金を受け入れたときは、礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本学会の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(公募)

第5条 寄付者からの申込みとは別に、理事会の承認を経た上で、本学会が特定の事業を目的に寄付金を募ることができる。

(使途)

第6条 理事会は、その使途を決定する。なお、必要に応じて理事会の承認を経た上で、新たに基金を設置できるものとする。

(規定の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会がこれを行う。

付則

本規程は、2023年（令和5年）10月1日から施行する。